

平成27年度における独立行政法人農業者年金基金の 中小企業者に関する契約の方針

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、平成27年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

平成27年度の独立行政法人農業者年金基金における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が459百万円、比率が64.7%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成29年度までに約2%程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

3 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進本部を設置する。推進本部は、実績及び課題の把握並びに調達担当部局に対する情報提供や提案等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達担当部局は次の事項について取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

入札情報をホームページへ掲載することによって、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が入札等に余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、必要に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- 1 調達担当部局は、契約相手方が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すものとする。
- 2 調達担当部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者からも見積書を徴取するよう努める。

別紙

推進本部

本部長 : 理事 (総務担当)

本部員 : 総務部長
総務部経理課長

(事務局 総務部経理課)